

### Ⅲ 地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業に該当する事業の利用状況や、ニーズ調査の結果等により把握した利用希望等を踏まえた上で、計画期間内の「量の見込み」及び「提供体制の確保の内容及び実施時期（確保方策）」を設定します。

#### （１）時間外保育事業（延長保育事業）

保育が必要な児童に対し、保育所（園）等において通常の保育時間前後等に保育を行う事業です。

#### 【現状と課題】

本市では、女性の就労形態の多様化等による社会情勢の変化を背景とする保育時間の延長要望に対応するため、市内の保育所（園）の全9施設において通常の保育時間外の保育を実施中です。私立保育所（園）では、市が費用の一部について補助を行うことで実施しています。

また、認定こども園においては、自主事業として実施している施設もあります。

#### 「量の見込み」と「確保方策」

（人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	554	543	528	531	512
②確保方策	554	543	528	531	512
②－①	0	0	0	0	0

※量の見込み及び確保方策における数値（人）は、1年間の利用者数です。

#### 【量の見込み】

国が示した「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」に沿って算出しました。

#### 【確保方策】

保育所（園）については現在の体制で対応できる見込みですが、認定こども園等とも連携してニーズに応じた供給体制の確保に努めます。

## (2) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

就労等の理由により、昼間保護者が家庭にいない就学児童に対して、学校の余裕教室や公民館等の施設において、放課後に適切な遊び及び生活の場を与え、その健全な育成を図る事業です。

### 【現状と課題】

本市では、市内全校区にて放課後児童クラブを実施しています。万田校区、平井校区、有明校区、清里校区では小学校敷地内の教室等を利用して実施しています。それ以外の校区については、小学校の敷地外での実施となっています。

現在はすべての校区で放課後児童クラブを実施していますが、児童数の多い校区については待機児童が発生（令和元年5月1日現在）しています。今後も、女性就業率の増加により、放課後児童クラブへのニーズは高まると考えられます。

### 〈新・放課後子ども総合プランについて〉

国は、「新・放課後子ども総合プラン」の策定により、令和3年度末までに放課後児童クラブについて約25万人分を整備、令和5年度までに計約30万人分の受け皿を整備することを目指しています。また、放課後児童クラブと放課後子ども教室（※）との一体的な実施や学校施設の活用等についても推進しているところです。

本市では、現在、放課後子ども教室は八幡校区、桜山校区、有明校区で実施しており、有明校区のみで放課後児童クラブと放課後子ども教室の活動を一体的に行っている状況となっています。

今後は、放課後児童クラブの拡充を行うとともに、校区の状況を考慮した学校施設の利活用や放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的な実施を検討していく必要があります。

### ※放課後子ども教室

放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用し、子どもたちの安全・安心な活動拠点（居場所）を設け、地域の方々の参画を得て、学習活動やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動等の取組を実施することにより、子どもたちの社会性、自主性、創造性等の豊かな人間性を育むとともに、地域コミュニティの充実を図る事業。

「量の見込み」と「確保方策」

(人)

		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①量の 見込み	1 年	162	163	161	164	163
	2 年	121	122	120	123	122
	3 年	68	68	67	68	68
	4 年	24	25	24	25	25
	5 年	6	7	6	7	7
	6 年	0	0	0	0	0
	計	381	385	378	387	385
②確保方策		403	403	403	403	403
②-①		22	18	25	16	18

※量の見込み及び確保方策における数値（人）は、1 年間の利用者数です。

【量の見込み】

近年、小学生人口は多少の増減はありますが、ほぼ一定の数で推移しています。一方、放課後児童クラブの利用者は増加していました。

今後も女性就業率の増加等により利用のニーズは高まると考えられるため、女性の就業率や利用率の増加状況を踏まえてニーズ量を見込みました。

【確保方策】

地区によっては定員以上の利用希望者がいるため、利用希望者が多い校区では受入人数を増やす必要があります。

現在は増設の計画も検討しており、中央小校区で令和 2 年度に約 20 人の定員増加を予定しています。その他の校区においても、潜在的ニーズを含めた利用希望のニーズ把握に努め、受け皿の拡充等を検討します。

また、多様化するニーズに対応するため、開所時間の延長、障がい児受入体制の充実といった質の向上に努め、利用しやすい施設サービスの充実を図ります。

<令和 3 年 10 月 1 日追記>

一小校区について、令和 3 年度に定員 40 人（1 単位）から 80 人（2 単位）へと定員増を行ったところですが、施設が老朽化し、同施設での継続的運営が難しくなったことから、施設の移転を含めて検討した結果、荒尾第一小学校の敷地内に新たな放課後児童クラブの専用施設を整備し、受け皿を確保していく方針としました。

今後、その他の校区についても、必要に応じて施設整備を含めた検討を行うこととし、ニーズを適正に把握しながら対応するよう努めます。

### (3) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の疾病その他の理由により、家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合に、児童養護施設等において一定期間養育・保護を行う事業です。

#### 【現状と課題】

本市では、市内及び熊本市、大牟田市の児童養護施設・乳児院にて実施しています。緊急的な一時利用もあるため、児童養護施設・乳児院と連携し、適切な対応を行っていく必要があります。

「量の見込み」と「確保方策」					(人日)
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	35	35	35	35	35
②確保方策	35	35	35	35	35
②-①	0	0	0	0	0

※量の見込み及び確保方策における数値（人日）は、1日当たりの利用者数の1年間分です。

#### 【量の見込み】

アンケート調査では利用希望者はいませんでした。利用実績をみると年度ごとに、増減があるため、利用実績の平均値で見込みました。

緊急的な一時利用については、必要に応じて適切に対応していきます。

#### 【確保方策】

平成30年度は利用相談がありましたが、他事業の利用等で対応できたケースが多くありました。緊急的に利用が必要となるケースが多いため一定の受け皿を確保していくことが重要ですが、見込まれるニーズ量については現在の体制で対応できる見込みです。

今後も児童養護施設・乳児院等と連携しながら、適切に対応を行っていきます。

#### (4) 子育て短期支援事業（トワイライト）

子育て短期支援事業のうち、夜間に預かりを行うもので、宿泊はありません。

##### 【現状と課題】

本市では、市内及び熊本市、大牟田市の児童養護施設・乳児院にて実施しています。宿泊を伴わない夜間の利用希望は少ないため、利用実績はあまり多くありません。

##### 「量の見込み」と「確保方策」

(人日)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	10	10	10	10	10
②確保方策	10	10	10	10	10
②-①	0	0	0	0	0

※量の見込み及び確保方策における数値（人日）は、1日当たりの利用者数の1年間分です。

##### 【量の見込み】

これまでの利用実績を勘案して量の見込みを算出しました。

##### 【確保方策】

ニーズは限られていると考えますが、緊急的な利用も考えられるため、現在の体制を維持し、継続して実施していきます。



### (5) 地域子育て支援拠点事業 (0~2 歳児)

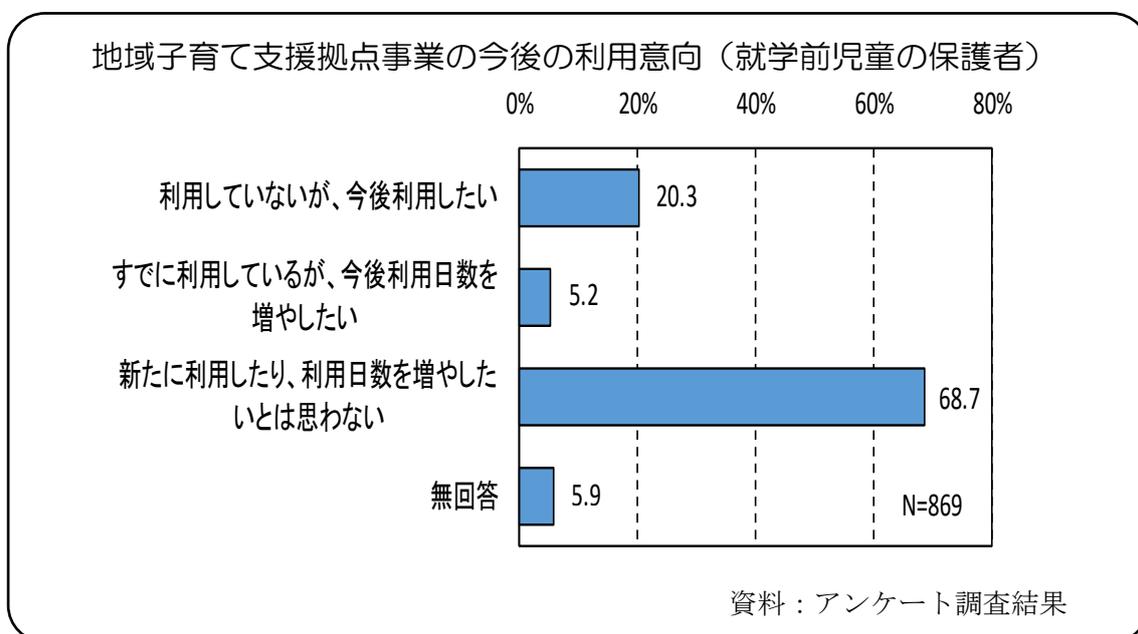
子育て中の親子に対する交流の場を設けて、子育てについての相談、情報の提供、その他必要な支援を行う事業で、「子育て支援センター」と呼ばれることもあります。

#### 【現状と課題】

本市では3か所の保育所(園)(なかよし保育園・桜山保育園・カンガルー保育園)に委託して実施しています。実施施設のうち、なかよし保育園(なかよしひろば)・カンガルー保育園(カンガルーポケット)は週3日、桜山保育園(こじかひろば)は週5日の活動日を設けています。

核家族化、地域との関係の希薄化等、子ども子育て環境の変化が著しく、母親の子育て負担は増加傾向にあります。子どもを遊ばせながら気軽に相談できる場所や、必要な情報が得られる場所、地域とつながることができる場所の必要性・需要が高まっていると考えられます。

就学前児童の保護者へのアンケート調査の結果では、「現在利用していないが、今後利用したい」「利用日数を増やしたい」と回答した保護者を合わせると4分の1程度の今後の利用希望がみられるため、一定のニーズはあると考えられます。



「量の見込み」と「確保方策」

(人日)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	12,855	12,855	12,855	12,855	12,855
②確保方策	12,855	12,855	12,855	12,855	12,855
②-①	0	0	0	0	0

※利用実績には同伴の保護者も含めた人数となっています。

※量の見込み及び確保方策における数値(人日)は、1日当たりの利用者数の1年間分です。

【量の見込み】

教育・保育施設に通っていない未就園児童を主な対象児童と想定すると、量の見込みは減少傾向となりますが、アンケート調査結果の利用意向を勘案し一定数で見込みました。

【確保方策】

今後も現行の地域子育て支援拠点(3か所)において継続して事業を実施していきます。

また、ホームページや広報紙等を利用して事業内容の周知に努め、利用を促進していきます。



## (6) 一時預かり事業（幼稚園型）

幼稚園で実施されてきた預かり保育に相当する事業で、幼稚園、認定こども園（幼保連携型・幼稚園型）における在園児に対する一時預かりの事業です。1号認定（3歳～5歳教育標準時間認定）のみが対象ですが、幼稚園が認定こども園に移行した場合は、2号認定（3歳～5歳保育短時間認定）の通常保育による対応も含まれます。

### 【現状と課題】

本市の幼稚園、認定こども園の1号認定（3歳～5歳教育標準時間認定）、2号認定（3歳～5歳保育時間認定）の子どもを対象とします。幼稚園型一時預かり事業は、市内幼稚園等7園での実施を予定していましたが、職員配置の不足等の課題があり、平成30年度において市の事業として委託実施した園は1園のみでの実施となっています。その他の園では自主事業として園の実情に応じた実施を行っています。

### 「量の見込み」と「確保方策」

（人日）

	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	1号認定	2号認定								
①量の見込み	1,628	52,950	1,652	53,268	1,677	53,588	1,702	53,910	1,728	54,233
②確保方策	54,578		54,920		55,265		55,612		55,961	
②-①	0		0		0		0		0	

※量の見込み及び確保方策における数値（人日）は、1日当たりの利用者数の1年間分です。

### 【量の見込み】

国が示した「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」に沿って算出しました。

アンケート調査の回答内容及び人口推計等から算出していますが、長時間保育に関するニーズが増加が見込まれることから、量の見込は令和2年度から令和6年度にかけて少しずつ増加することを見込んでいます。

### 【確保方策】

現在の体制で対応できる見込みですが、職員配置の不足等の課題があります。幼児教育・保育の無償化が開始されたことに伴い、市内認定こども園において、市の委託基準を満たす実施ができるよう、準備を進めているところです。

## (7) 一時預かり事業（一般型）

家庭での保育が一時的に困難になった児童について、保育所（園）等の施設において預かりを行う事業です。

### 【現状と課題】

平成30年3月から荒尾市清里保育園において、保育所（園）等を利用していない就学前児童を対象に、一時的に家庭における保育が困難になった場合の一時預かりを行っています。

1日に3人を受け入れ人数の上限として実施しています。また、市内の保育所（園）等において、園の実情に応じた自主事業として実施している園もあります。1日の受入可能数を超える利用相談もあり、園の職員配置の都合によっては対応できない日程もある等、ニーズに対応するためのマンパワーの確保が課題です。

### 「量の見込み」と「確保方策」

(人日)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	245	245	245	245	245
②確保方策	720	720	720	720	720
②-①	475	475	475	475	475

※量の見込み及び確保方策における数値（人日）は、1日当たりの利用者数の1年間分です。

### 【量の見込み】

平成30年3月から開始した事業であり、1年間の実績が確認できるのは平成30年度のみであるため、見込み量は平成30年度実績に基づき算出しました。令和元年度の利用状況は平成30年度よりもやや少ないことから、多少の増減は見込まれますが、令和2年度以降の見込み量は一定数としています。

### 【確保方策】

一時預かり事業の主な実施場所としては、保育所（園）・認定こども園等を想定していますが、保育所（園）の待機児童解消を優先課題とするため、一時預かり事業については施設や職員配置の状況を見ながら受け皿の確保に努めます。

## (8) 病児・病後児保育事業

児童が病気となった場合に、病院・診療所・保育所（園）等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に預かる事業です。

### 【現状と課題】

市内の診療所1か所に委託し、平成22年から実施しています。利用件数は年々増加傾向となっています。

### 「量の見込み」と「確保方策」

(人日)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	2,513	2,513	2,513	2,513	2,513
②確保方策	2,513	2,513	2,513	2,513	2,513
②-①	0	0	0	0	0

※量の見込み及び確保方策における数値（人日）は、1日当たりの利用者数の1年間分です。

### 【量の見込み】

これまでの利用状況を勘案して見込みを算出しました。多少の増減は見込まれますが、令和2年度以降の量の見込みは一定数としています。

### 【確保方策】

平成22年度の開設以来、年々利用児童数は増加していますが、平成29年度に施設の増築を行うことで定員を増やし対応してきました。

今後も継続してニーズに対応していくとともに、ファミリー・サポート・センターとの連携により、より利用しやすい事業となるよう、支援体制の強化を図ります。



## (9) ファミリー・サポート・センター事業

子育ての援助を行いたい人（協力会員）と、援助を受けたい人（利用会員）が、会員として登録するセンターを開設し、会員同士の援助活動の調整や講習等を行う事業です。援助活動としては、主に子どもの預かりや保育施設への送迎があります。

### 【現状と課題】

桜山保育園内に荒尾市ファミリー・サポート・センター「さくらんぼ」を開設しており、概ね生後6か月から小学6年生の児童までを対象としています。会員数は平成26年度では230人、平成30年度では343人となっています。

小学生の預かりの利用希望はそれほど多くありませんが、放課後児童クラブや習い事の教室等への送迎の利用は一定の実績があります。

### 「量の見込み」と「確保方策」

(人日)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	就学前	333	333	333	333	333
	小学生	121	121	121	121	121
②確保方策		454	454	454	454	454
②-①		0	0	0	0	0

### 【量の見込み】

就学前の児童については、利用者の増加状況を勘案して見込みを算出しました。

小学生の保護者へのアンケート調査では、直接の利用希望はほとんどありませんでした。しかしながら、利用実績については一定数の利用があるため、今後もサービス提供量の確保に努めることとして設定しています。

### 【確保方策】

保育所（園）等が開いていない休日の預かりや短時間の預かり、保育施設等への送迎等も可能であり、通常の一時的預かり事業と組み合わせることで多様なニーズに対応できることから、制度や事業内容の周知、普及に努めていきます。

また、会員数は徐々に増えてきており、今後も、会員増加に向けて委託先法人と連携して継続的な周知活動を行うとともに、利用しやすいサービスとなるよう努めていきます。そのほかにも、会員の資質向上のための研修・講習会等を実施していきます。

## (10) 利用者支援事業（ニーズ調査対象外）

児童及びその保護者が、保育所（園）・認定こども園・幼稚園における教育・保育や、一時預かり、放課後児童クラブ等の地域子育て支援事業等の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう、身近な場所に専門の支援員を配置し、相談への対応や情報提供、関係機関との連絡調整等を行う事業です。

### 【現状と課題】

子育て支援課に利用者支援専門員を配置し実施しています。

妊産婦、子育て家庭の個別ニーズを把握した上で、情報提供、相談支援を行い、きめ細やかな対応を行っています。平成30年度には645件の相談・問い合わせがありました。

### 「量の見込み」と「確保方策」

(箇所)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	2	2	2	2	2
②確保方策	2	2	2	2	2
②-①	0	0	0	0	0

### 【量の見込み】

アンケート調査では、利用者支援事業に関する直接の設問はありませんでしたが、子育て支援サービスの利用等についての相談は一定のニーズがあると見込まれます。また、国においては、令和2年度に子育て世代包括支援センターを開設することとしていることから、「量の見込み」については、既存の利用者支援事業（特定型）1箇所に加え、利用者支援事業（母子保健型）1箇所を見込み、2か所と設定します。

なお、利用者支援事業（特定型）については、平成30年5月から利用者支援専門員を1人増員し、2人体制で対応しています。

### 【確保方策】

令和2年度から、「子育て世代包括支援センター」を開設予定であり、利用者支援事業（母子保健型）を開始する予定としていることから、「確保方策」においても、1箇所増加の2箇所としています。今後、利用者支援事業（特定型）と利用者支援事業（母子保健型）の相互連携にも努め、更に相談・問い合わせ等について利用者が相談しやすい窓口として実施していきます。

### (11) 妊婦健康診査（ニーズ調査対象外）

妊産婦の健康管理の充実及び、妊娠・出産にかかる経済的負担の軽減を図るために、妊婦健康診査に係る費用について最大14回分までの費用助成を行います。また、母子健康手帳の交付時に健診内容、受診の必要性、受診時期について説明を行います。

#### 「量の見込み」

(人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	383	371	360	364	354

#### 【量の見込み】

計画期間中に推定される推計出生数をもとに量を見込みました。本市の出生数は、現在は400人程度で推移していますが、今後は若年女性人口の減少に伴い、減少していくことが見込まれます。また、健康診査の回数は国が示した標準的な健康診査に基づくものです。

#### 【提供体制】

市保健センターにて母子健康手帳を交付する際に、妊婦健康診査受診票を併せて交付しており、本市が委託している熊本県及び福岡県医師会加盟の医療機関にて受診できます。

また、熊本県及び福岡県医師会加盟医療機関以外で受診した場合は、両医師会との契約内容の範囲内で費用助成を行います。

健康状態への関心を深め、妊婦健康診査の結果と胎児の成長を理解し、望ましい生活習慣が身に付くよう保健指導を行います。



## (12) 乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業（ニーズ調査対象外）

乳児家庭全戸訪問事業…生後 4 か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

養育支援訪問事業…支援が特に必要な家庭を継続的に訪問し、保護者に対して相談支援や育児援助等を行う事業です。

### 「量の見込み」

(人)

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
乳児家庭全戸訪問事業	383	371	360	364	354
養育支援訪問事業	105	102	99	100	97

### 【量の見込み】

乳児家庭全戸訪問事業は、推計出生数をもとに算出しました。

養育支援訪問事業については、平成 30 年度の実績をもとに算出しました。一人当たりの訪問回数が増加しているため、延べ訪問実績は増加しています。(延べ訪問実績 H28:59 件、H29:92 件、H30 : 153 件)

### 【提供体制】

乳児家庭全戸訪問事業は、母子保健法に基づく新生児訪問指導と組み合わせて、担当職員その他、保健師等による訪問を行っています。

養育支援訪問事業は、乳児家庭全戸訪問事業の訪問結果や、関係機関からの情報提供等に基づき、育児ストレス、産後うつ等の問題により子育てに対して不安を抱える家庭や、様々な原因で養育支援が必要となっている家庭に対して、担当職員及び家庭児童相談員等が継続的に訪問を行い、育児相談・指導や情報提供等を行っています。

## 2 教育・保育提供体制の充実

### (1) 認定こども園の普及

「荒尾市子ども・子育て支援事業計画(平成27年度～令和元年度)」の計画期間中においては、幼児教育・保育の利用状況及び利用希望に沿って、幼児教育・保育施設の適切な利用が可能となるよう幼稚園や保育所(園)と協議・調整しながら、認定こども園への移行支援を実施しました。平成31年4月1日現在、市内には認定こども園が7園整備されています。

質の高い教育・保育事業の提供と、子育て支援の総合的な提供を通じたすべての子どもの健やかな成長を支援する環境整備のために、今後も、認定こども園への移行を希望する幼稚園及び保育所(園)に対する支援について取り組んでいくとともに、移行後の施設についても研修の充実や施設への指導監督等を通じて、教育・保育の質の確保を図っていきます。

また、令和元年10月から開始された幼児教育・保育の無償化の影響により、教育・保育のニーズの増加や多様化が見込まれるところであり、待機児童解消のための受け皿確保の面においても、認定こども園の普及は一定の効果を見出すものと考えています。

現在、本市では、私立保育所(園)において認定こども園(幼保連携型)への移行を希望する園が2園あり、これらのニーズに対応するため、移行の意思を尊重し、支援していく方針です。保育所(園)からの移行に伴う各種手続きや、運営形態の変更、保育料徴収方法の変更等に伴う保護者への周知と理解という点に鑑み、十分な準備期間を設けた上で移行を進めることができるよう調整を図ります。

また、その他に移行の意思がある園についても、施設の方針等を尊重しながら、施設整備等の必要性などを踏まえ、移行を支援していきます。

### (2) 幼児教育・保育の無償化

令和元年10月から、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性や、子育てや教育にかかる費用負担の軽減を図る少子化対策の観点等から、3歳～5歳のすべての子ども及び0歳～2歳の住民税非課税世帯の子どもについて、保育所(園)・認定こども園・幼稚園等の利用負担金(食材費等を除く)の無償化が開始されました。

幼児教育・保育の無償化が開始されるに当たり、教育・保育のニーズ量が増加する事も考えられるため、ニーズに合った供給体制の整備に努める必要があります。

■ 幼児教育・保育無償化の対象範囲 ■

		保育の必要性	
		あり (例:共働き世帯等)	なし (例:専業主婦(夫)世帯等)
・ 幼稚園(私学助成)	満3歳～ 5歳児	月額 25,700 円を上限に 無償 預かり保育も無償化の対象	月額 25,700 円を上限に無償 預かり保育は無償化の対象外
・ 幼稚園(施設型給付) ・ 認定こども園(教育)	満3歳～ 5歳児	無償 預かり保育も無償化の対象	無償 預かり保育は無償化の対象外
・ 認定こども園(保育) ・ 保育所(園)	非課税世帯の 0歳～2歳児	無償	—
・ 小規模保育事業所	3歳～5歳児	無償	—

※ 満3歳児とは、3歳の誕生日の前日から3歳になって最初の3月31日までの間の子どもをいいます。幼稚園(私学助成)、幼稚園(施設型給付)、認定こども園(教育)においては、満3歳児も無償化の対象です。

※ 保護者から実費で徴収している費用(食材料費、通園送迎費、行事費等)は無償化の対象外です。

～副食費の徴収について～

2号認定(3歳～5歳保育時間認定)子どもの副食費については、幼児教育・保育の無償化の対象外の費用であり保護者の負担となるため、認定こども園及び保育所(園)に対し実費を直接支払うようになりました。

ただし、一部の世帯の子どもについては、副食費(おかず、おやつ等の費用)の保護者負担が増えないよう、免除制度が設けられています。

【国の制度における副食費徴収免除対象者】

- 年収 360 万円未満相当の世帯の子ども
- 全所得階層の第3子以降の子ども ※

※第3子のカウント方法が、1号認定子ども(小学校3年生以下の子どもからカウント)と2号認定子ども(就学前の子どもからカウント)で異なる。

国の制度における副食費徴収免除の他、本市の独自の補足給付事業として、18歳未満の子どもが3人以上いる世帯の第3子目以降を補助の対象とすることや、私学助成園の園児に対する副食費についても同様の補助を実施し、保護者の負担軽減を図ります。

### (3) 教育・保育施設等の相互の連携や小学校等との連携の推進

教育・保育や地域子ども子育て支援事業等を計画的に実施していくためには、市と教育・保育施設、地域型保育事業、その他の子ども・子育て支援に関わる者が相互に連携し、協働しながら地域の実情に応じた取組を進めていく必要があります。

特に、原則満3歳未満の保育を必要とする子どもが利用する地域型保育は、満3歳以降も引き続き教育・保育を利用できるよう、保育所(園)や認定こども園等と連携していくことが重要です。これについては、法令等に定められた基準に基づき、必要な連携施設の確保を図っていきます。

また、教育・保育施設と小学校等との連携についても、荒尾市幼、保、小、中連携協議会等の実施を通じて、小学校への就学や中学校への進学の際に、施設及び学校間の垣根を超えた円滑な情報連携等を行い、切れ目のない支援が出来るよう、取り組んでいきます。

加えて、見守り活動や声掛け等、地域全体が子育て中の保護者に寄り添い、支えることを支援し、すべての子どもが大事にされ、健やかに成長できるような社会づくりに努めます。



### 3 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

幼児教育・保育の無償化に伴う子ども・子育て支援法の改正により、令和元年10月から認可外保育施設等を利用する子どもに係る負担金等に対する「施設等利用給付」が新たに創設されました。

施設等利用給付は、原則として償還払いによる給付であり、利用実績が確認できる書類や支払い時の領収書等が必要となるため、ホームページ等を通じて制度の内容周知に努めるとともに、関係施設等と連携し、可能なものは施設による代理受領とする等、施設等利用給付の円滑な実施に努めます。

#### ■ 施設等利用給付の対象範囲 ■

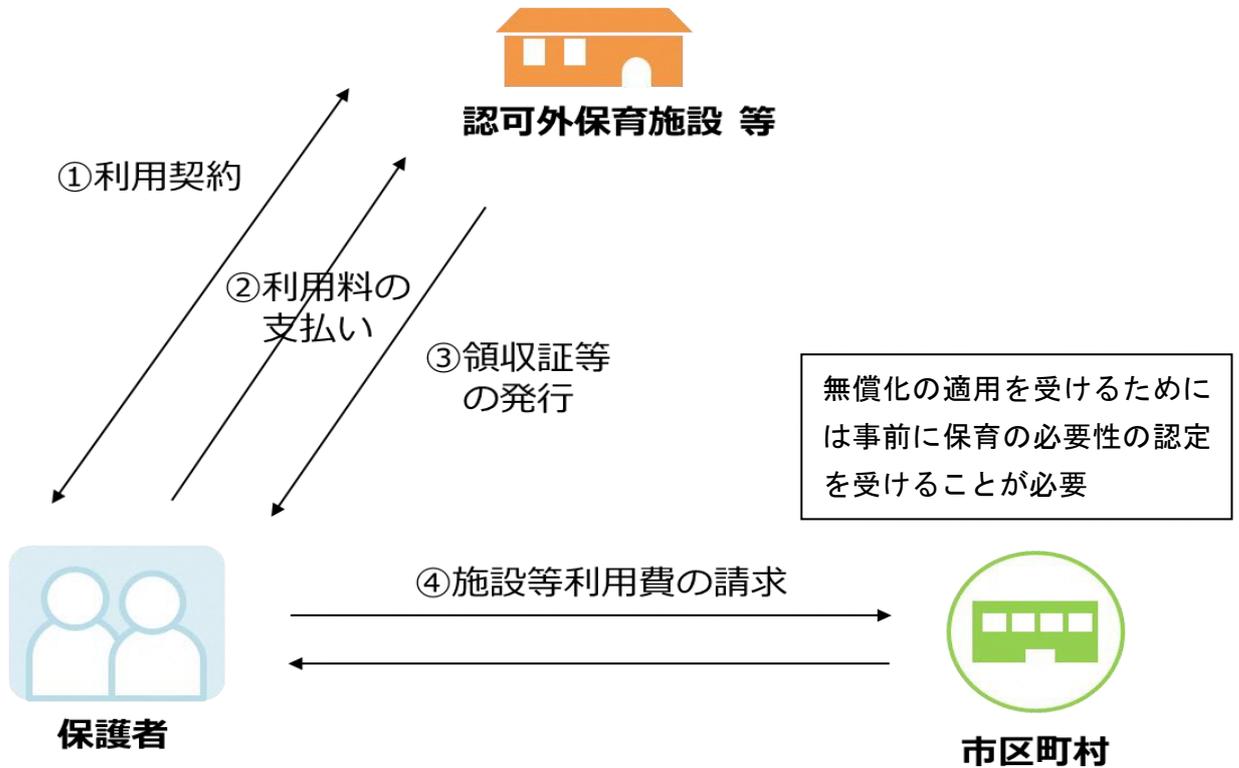
		保育の必要性	
		あり (例:共働き世帯等)	なし (例:専業主婦(夫)世帯等)
・ 幼稚園(私学助成)	満3歳～5歳児	月額25,700円を上限に 無償 預かり保育も無償化の対象	月額25,700円を上限に無償 預かり保育は無償化の対象外
・ 預かり保育 ・ 病児保育事業 ・ ファミリー・サポート・センター	非課税世帯の 0歳～2歳児	月額42,000円を上限に 無償	—
・ 認可外保育施設 ・ 一時預かり ・ 特別支援学校 ・ 国立・公立大学法人立の認定こども園	3歳～5歳児	月額37,000円を上限に 無償	—

※ 満3歳児とは、3歳の誕生日の前日から3歳になって最初の3月31日までの間の子どもをいいます。幼稚園(私学助成)、幼稚園(施設型給付)、認定こども園(教育)においては、満3歳児も無償化の対象です。

※ 保護者から実費で徴収している費用(食材料費、通園送迎費、行事費等)は無償化の対象外です。

※ 幼稚園(私学助成)に対しても、副食費について、幼稚園(施設型給付)等と同様の補助を実施し、保護者の負担軽減を図ります。

## [基本的な手続きのイメージ]



### ■ 荒尾市における施設等利用給付の対象施設等 ■

事業類型	施設名
幼稚園(私学助成)	荒尾第一幼稚園
預かり保育	あけぼの幼稚園 荒尾めぐみ幼稚園 荒尾四ツ山幼稚園 小鳩幼稚園 第二四ツ山幼稚園 みやじま幼稚園
病児保育事業	病児・病後児保育事業所 キューピット
ファミリー・サポート・センター	荒尾市ファミリー・サポート・センター さくらんぼ
認可外保育施設	はっぴいママ どんぐりはうす(荒尾中央病院内) 荒尾市民病院院内保育所 キッズ☆ランド
一時預かり事業(一般型)	荒尾市清里保育園

令和元年 12 月 31 日現在

#### 4 産後の休業及び育児休業後における施設・事業の円滑な利用の確保

就学前児童の保護者が、産後の休業、育児休業明けに希望に応じて円滑に幼稚園、認定こども園、保育所（園）又は地域型保育事業等を利用できるようにするためには、幼稚園、認定こども園、保育所（園）又は地域型保育事業等の計画的な整備を行うとともに、保護者に対する情報提供等の支援が必要となってきます。

特に0歳児の保護者が、保育所（園）等への入所時期を考慮して育児休業の取得をためらったり、取得中の育児休業を途中で切り上げたりすることがないように、育児休業明けの年度途中の利用についての配慮を行っていきます。

施策・事業名	施策・事業の内容	活動指標		主担当課
		現状 (令和元年度)	目標 (令和6年度)	
利用者支援事業 特定型	保護者が保育所(園)等を円滑に利用できるよう、専門の支援員が保護者等(妊婦を含む)からの相談に応じ、情報提供や関係機関との連絡調整を行う。	実施 (1 箇所・支援員 2 名)	継続	子育て支援課
保育所(園)の入所選考における育児休暇等復帰者への配慮	保育所(園)等の申込者の入所選考に当たり、育児休暇明けの復帰者については、選考時の調整点数に加算項目を設定し、優先的に入所ができるよう配慮する。	実施	継続	子育て支援課

## 5 妊娠期からの切れ目のない支援体制の充実

母子を取り巻く環境が複雑化・多様化する近年において、妊娠中の母親や子育て中の親子とその家族が、主体的に自らの健康に関心を持ち、お互いを支え合い理解し合えるような環境づくりが必要となります。加えて、切れ目のない母子の健康支援等を行うためには、地域の母子保健と学校保健との連携が必要不可欠です。

今後、地域社会全体で子どもの健やかな成長を見守るとともに、子育て世代の親を孤立させないように支える地域づくりも重要です。

### (1) 健やかな妊娠、出産への支援

早産（妊娠 22 週以降 37 週未満の分娩）や低出生体重児（2,500 g 未満で出生）の要因としては、歯周疾患、喫煙、飲酒、妊娠中の高血圧、妊娠中に必要な体重増加不良等が指摘されています。また、胎児期から乳幼児期に至る栄養環境が、将来の生活習慣病の発症リスクに影響することが指摘されており、低出生体重児の割合を減少させることが、成人期の生活習慣病を予防することにつながります。

加えて、妊娠中の高血圧や糖尿病等は、将来、母親自身の生活習慣病を引き起こす可能性を高くします。

本市においては、以前よりも妊娠中の喫煙や飲酒が引き起こすリスクについて認知され、妊娠中の喫煙や飲酒が少なくなっており、低出生体重児の割合も平成 29 年度は 8.8%（平成 26 年は 11.2%）と、徐々に減少しています。今後も母子ともに健やかな妊娠、そして出産ができるように保健指導等を引き続き行っていきます。

施策・事業名	施策・事業の内容	活動指標		主担当課
		現状 (令和元年度)	目標 (令和6年度)	
母子健康手帳交付時の プレママクラス	妊娠初期(11 週以下)の届出割合の増加及び早産・低出生体重児予防のため、妊婦を対象として妊娠期の歯周疾患、喫煙、飲酒、妊娠高血圧症候群、適切な体重管理等について、保健師等による保健指導を行う。	実施	継続	すこやか 未来課

施策・事業名	施策・事業の内容	活動指標		主担当課
		現状 (令和元年度)	目標 (令和6年度)	
妊婦健康診査	妊娠中の母子の健康管理のために、最大14回分まで健診費用(全額)の助成を行う。また、助成券発行時に健診内容や受診の必要性のほか、健康状態への関心を深め、健診結果と胎児の成長を理解し、望ましい生活習慣を獲得できるよう保健指導を行う。	実施	継続	すこやか 未来課
妊婦歯科健康診査	早産や低体重児出産を引き起こす原因の一つとされている歯周病の予防・早期治療につなげるため、妊婦の歯科健康診査の費用助成(全額)を行う。また、口腔内と全身の健康とのつながりを理解し、口腔内の健康状態への関心を深めるよう指導する。	実施 (妊娠中に 1回助成)	継続	すこやか 未来課
妊婦健診結果を用いた産婦生活習慣病予防	新生児訪問や育児学級の際、妊娠中に高血圧や糖尿病になった産婦を対象に、生活習慣改善のための保健指導・栄養指導を行い、必要に応じて医療機関への受診勧奨を行う。	実施	継続	すこやか 未来課

## (2) 子どもの健やかな成長発達への支援

乳幼児期は、身体の発達を促し機能を高める重要な時期です。健康的な生活リズムを身に付けることで、健やかな心身が形成されます。

保護者の生活習慣改善はもちろん、健康や発達についての必要な知識の習得や健診による疾病の早期発見等、子どもが健やかに成長、発達していくための相談や指導等の体制作りが重要です。

施策・事業名	施策・事業の内容	活動指標		主担当課
		現状 (令和元年度)	目標 (令和6年度)	
保健師、助産師による 新生児訪問	支援が必要な家庭に対し、保健師等が訪問し、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、必要な行政サービス等の利用につながるよう支援する。	実施	継続	すこやか 未来課
乳児家庭全戸訪問事業	母子の心身の状況や養育環境等の把握し、子育て支援に関する助言や情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭を適切な支援につなげることを目的とし、戸別訪問を行う。	実施	継続	すこやか 未来課
乳幼児健康診査	月齢ごとの発育・発達状況の確認や、障がい・疾病の早期発見を行うための健康診査を行う。 また、保護者に対し、育児支援のための情報提供を行い、必要時、関係機関との連携を図りながら継続的な支援を行う。	実施	継続	すこやか 未来課
幼児健診等における 歯科衛生士による 歯科指導	幼児健診時において、歯科衛生士による口腔機能の発達、むし歯予防や歯みがき等に関する歯科指導を行う。	実施	継続	すこやか 未来課
フッ化物洗口及びブラッシング指導等の巡回支援	市内の保育所(園)、認定こども園、幼稚園及び小中学校において、フッ化物を用いた洗口を集団で実施する。また、洗口未実施園に対しては、ブラッシング指導等を行う。	実施	継続	すこやか 未来課
予防接種 任意予防接種費用助成	伝染の恐れがある疾病の発生及びまん延予防のため、各種予防接種の実施及び任意予防接種に係る費用の一部助成を行う。	実施	継続	すこやか 未来課

施策・事業名	施策・事業の内容	活動指標		主担当課
		現状 (令和元年度)	目標 (令和6年度)	
離乳食教室	乳児を持つ保護者に対し、離乳食の重要性や進め方を理解し、実践できるよう管理栄養士による講話と調理実習を行う。	実施	継続	すこやか未来課
子ども医療費助成	子どもの健康の保持増進と子育て世帯の経済的負担軽減を図るため、子ども医療費について助成を行う。	【小学3年生まで】医療費の全額助成 【小学4年生から中学生まで】月及び医療機関ごとに一定限度額までの負担となるよう助成。 ※保険診療のみ	拡充 (医療費の全額助成の対象を中学生までに拡充)	子育て支援課

### (3) 妊産婦や保護者への支援体制の構築及び充実

地域との関わりの希薄化、核家族化の進行等により、身近に相談できる相手が少なく、子育てへの不安感・孤立感が増加しつつあることを背景に、保護者からの相談内容は一層多様化、複雑化しています。

また、子どもを出産したばかりの保護者については、出産後の生活スタイルを具体的にイメージできないため、不安を抱えていることがあります。

子どもの成長発達は個別性が高いため、悩みに合った相談ができる場を設け、保護者への周知を行わなければなりません。また、支援を要する子どもに対し、各関係機関との連携強化を図り、就学前から切れ目のない支援を行うことが必要です。

このため、妊娠初期から子育て期にわたる相談のワンストップ化を行い、必要に応じた個別の支援プランの策定や、保健・医療・福祉・教育等の地域の関係機関による切れ目のない支援につなげるため、「子育て世代包括支援センター」を令和2年度に開設し、支援を必要

としている子どもや、その家族等に対して適切なサービス提供する取組を推進します。また、相談者に対するきめ細やかな対応を継続的に行っていくとともに、支援の更なる充実に向けた施設整備についても検討を進めていきます。

施策・事業名	施策・事業の内容	活動指標		主担当課
		現状 (令和元年度)	目標 (令和6年度)	
【新規】 利用者支援事業 母子保健型	妊産婦が安心して出産や子育てができる環境づくりを行うことを目的とし、妊娠・出産期の不安や悩み等に寄り添いながら保健師等による助言や指導等を行うとともに、出産後も必要な保健サービスの提供等の支援を行う。 令和2年度から子育て世代包括支援センターにて実施予定。	未実施	1箇所	すこやか 未来課
心理相談	健診等の際、発達遅れや、保護者への育児支援の必要性が見られる場合、心理士による個別相談を行う。	実施	継続	すこやか 未来課
育児相談 2か月児育児学級	保護者が安心して子育てができるよう、保健師等の専門職による必要な指導や情報提供等を行うとともに、保護者間の交流による育児に関する不安や悩みの解消を促す。	実施	継続	すこやか 未来課
母子保健推進員 活動事業	母子保健推進委員が、市で実施する各種母子保健事業の補助や託児等を行う。また、推進員は定期的な研修等により資質の向上と活動の充実を図る。	実施	継続	すこやか 未来課

## 6 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援の充実並びに県の施策との連携

### (1) ひとり親家庭の自立支援の推進

ひとり親家庭は、子育てと生計の担い手という二つの役割を一人で担っていることから、住居、収入、子どもの養育等の多くの課題に直面しています。特に母子家庭については、就労や収入といった経済的自立の問題、父子家庭については、子どもの養育や家事といった生活面における問題を抱えています。また、母子・父子を問わず親との離別は、子どもの生活を大きく変化させるものであり、子どもの精神面に与える影響等の問題についても、十分な配慮が必要とされています。

本市のひとり親家庭は、平成27年には515世帯となっており、平成12年からの15年間で187世帯増加しています。ひとり親家庭の増加により、家庭によっては精神的な問題、経済的問題等、家庭によって様々な問題に直面すると考えられます。

このように家庭が抱える様々な問題について、親と子が安心して暮らしていけるように困りごとに寄り添った支援・相談・情報提供が必要になってきます。そのため児童扶養手当を中心とした経済的な支援だけでなく、就労支援、生活支援や相談支援といった総合的な自立支援策を推進していくことが重要です。

また、「熊本県ひとり親家庭等自立促進計画」に基づき県が行う就労支援や相談事業等の施策についても、県と連携した取組を行っていきます。

施策・事業名	施策・事業の内容	活動指標		主担当課
		現状 (令和元年度)	目標 (令和6年度)	
ひとり親家庭等 医療費助成	ひとり親家庭等の医療費負担について、費用の一部の助成を行う。令和2年1月から子どもに係る助成額を拡充した。(子どもが満18歳になる年度までの医療費2/3助成→全額助成)	実施	継続	子育て 支援課

施策・事業名	施策・事業の内容	活動指標		主担当課
		現状 (令和元年度)	目標 (令和6年度)	
母子家庭等自立支援 教育訓練給付金 母子家庭等高等職業 訓練促進給付金	資格取得を目指すひとり親家庭の保護者に対し、受講する講座の費用助成や受講期間中の給付金の支給を行う。令和元年度から支給額の一部増額や基準の拡充を行っている。	実施	継続	子育て 支援課
ひとり親世帯等に 関する保育所(園)等の 入所選考時の配慮	保育所(園)入所における選考の際に、選考基準に加点項目を設定し、優先的に入所できるよう配慮する。	実施	継続	子育て 支援課
子育て短期支援事業	保護者の疾病その他の理由により、家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合に、児童養護施設等において一定期間養育・保護を行う。	実施	継続	すこやか 未来課
家庭児童相談	児童及び妊産婦の実情の把握、必要な情報の提供、家庭等からの相談に応じた調査及び指導を行う。	実施	継続	すこやか 未来課



## (2) 障がい児施策の充実

障がいのある子どもについては、障がいの状態に応じて、その可能性を最大限に伸ばし、子ども自身が自立し、社会参加をするために必要な力を養うため、一人ひとりの希望に応じた適切な支援を行うことが必要です。

そのためには、乳幼児期を含め早期からの育児相談や就学相談による、保護者への十分な情報提供や、保育所（園）、幼稚園、小学校等において、教育上必要な支援について関係者が共通理解を深める取組等により、その後の円滑な支援につなげていくことが重要です。

また、従来の3障害（身体障害・知的障害・精神障害）に加えて、学習障害(LD)、注意欠陥・多動性障害(ADHD)、自閉症スペクトラム症(ASD)などの児童に対する支援のあり方が課題となっており、医療的ケアを必要とする児童に対する支援の充実も求められています。

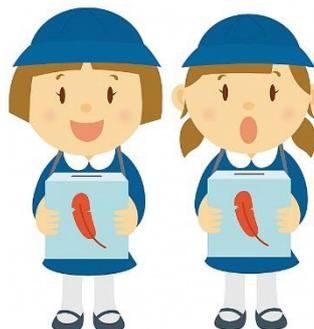
本市としては、障がいの原因となる疾病及び事故の予防、支援を必要とする児童の把握と療育との連携を図るため、妊婦・乳幼児に対する健康診査等を推進していきます。また、保育所（園）・認定こども園・幼稚園や放課後児童クラブを運営する事業者とも連携し、スムーズな就学に向けた支援、各施設における障がい児の受入れも積極的に行っていきます。

### ■ 保育所（園）・認定こども園における障がい児保育事業の実施状況 ■ (人)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
障がい児保育事業 ※	6	7	7
軽度障がい児保育事業 ※	23	28	20

資料：荒尾市子育て支援課（各年度3月31日時点）

※障がい児保育事業（療育手帳A1、A2、B1、身体障がい者手帳1・2級の交付を受けた児童）  
軽度障がい児保育事業（上記以外の療育・身体障がい者手帳、医師の診断書等の交付を受けた児童）



施策・事業名	施策・事業の内容	活動指標		主担当課
		現状 (令和元年度)	目標 (令和6年度)	
就学前支援	<p>支援の必要性が高い子どもや保護者を適切に支援につなげるため、園訪問等を行い、集団での子どもの様子を確認する。</p> <p>また、関係部署及び機関との連携を図りながら、スムーズな就学につなげることを目的として支援を行う。</p>	実施	継続	教育 振興課
保育所(園)等における障がい児の受入の推進	<p>保育が必要な(集団での保育になじむことができる)中程度の心身障がい児の発達促進を目的として実施する。また、入所選考における利用調整においても加点を設けて保育所等における受入を推進する。</p> <p>今後、補助対象となる施設種別を拡充する予定。</p>	実施	拡充	子育て 支援課
巡回相談事業	<p>保育所(園)、認定こども園、幼稚園を臨床心理士等の専門員が巡回し、集団生活の中での様子を確認しながら療育が必要な子どもを早期に発見し、適切な支援につなげる。</p>	実施	継続	福祉課
児童発達支援、放課後等デイサービス、日中一時支援事業	<p>障がい児の日中や放課後等における居場所を確保し、集団生活への適応訓練等の実施や障がい児の家族の一時的な休息を図るため、市内外の障がい児支援施設に委託して預かり等の支援を実施する。</p>	実施	継続	福祉課
居宅介護(ホームヘルプ)、短期入所(ショートステイ)、移動支援事業等	<p>障がい児を在宅介護している家族の負担軽減を図るため、居宅介護や短期入所、移動支援等のサービスを提供する。</p>	実施	継続	福祉課

施策・事業名	施策・事業の内容	活動指標		主担当課
		現状 (令和元年度)	目標 (令和6年度)	
放課後児童クラブ における 障がい児受入推進事業	放課後児童クラブでの障がい児受入を推進するため、障がい児の受入に必要となる専門的知識を有する職員を配置するための補助を行う。	実施	継続	子育て支援課
荒尾市特別支援教育総合推進事業	特別支援連携協議会(幼・保、小、中、高、関係機関)を組織し、研修会、中学校区毎の地区コーディネーター会議、巡回相談を実施する。	実施	継続	教育振興課
特別支援教育コーディネーター研修会	特別支援教育コーディネーターの役割等に関する研修会を年1回実施する。	実施	継続	教育振興課
特別支援教育支援員	令和元年度、小学校に31名、中学校に11名の支援員を配置。また、年2回支援員の仕事の内容、役割の重要性についての研修を実施する。	実施	継続	教育振興課
妊婦健康診査 (再掲)	妊娠中の母子の健康管理のために、最大14回分まで健診費用(全額)の助成を行う。また、助成券発行時に健診内容や受診の必要性のほか、健康状態への関心を深め、健診結果と胎児の成長を理解し、望ましい生活習慣を獲得できるよう保健指導を行う。	実施	継続	すこやか未来課
乳幼児健康診査 (再掲)	月齢ごとの発育・発達状況の確認や、障がい・疾病の早期発見を行うための健康診査を行う。 また、保護者に対し、育児支援のための情報提供を行い、必要時、関係機関との連携を図りながら継続的な支援を行う。	実施	継続	すこやか未来課

## 7 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けた県の施策との連携

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現とは、国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活等においても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択できる社会を実現することです。

子育て家庭の保護者が、子育ての喜びを感じながら仕事を続けられる社会を作るためには、教育・保育をはじめとする子ども・子育て支援施策の充実だけでなく、働き方の見直しによるワーク・ライフ・バランスの実現に取り組むことが重要です。

### （１）仕事と生活の調和のための働き方の見直し

就労する母親が増加する中、子育ての負担をできる限り軽減するため、父親も子育てに参画するとともに、子育て世代を社会全体で支える環境整備に取り組む必要があります。

そのため本市では、ワーク・ライフ・バランスの実現のための働き方の見直しや、子ども・子育て支援に取り組む民間団体等と相互に密接な連携を行い、協力し合いながら育児休業及び短時間勤務等の柔軟な働き方ができる環境整備の促進等を図ります。

### （２）ワーク・ライフ・バランスに対する意識啓発の推進

様々な機会を活用して、ワーク・ライフ・バランスの重要性に関する市民の理解の促進を図り、仕事と子育てを両立しやすい社会の実現に向けた社会の構築に努めます。

また、ホームページや広報等により、子育てに関する理解の促進等の周知を広げるとともに、ワーク・ライフ・バランスに対する意識啓発等を推進します。

併せて、父親も積極的に子育てに参加できるような社会の実現のため、男性の育児休業の取得促進や緊急時の休暇の取得等、職場や地域社会全体への意識啓発を推進します。

施策・事業名	施策・事業の内容	活動指標		主担当課
		現状 (令和元年度)	目標 (令和6年度)	
ニーズに応じた子育てサービス等の充実	子育て環境の充実、制度の周知を図り、関係機関と連携し、子育てに対する負担軽減や女性の社会参画やワーク・ライフ・バランスを促進する。	実施	継続	子育て支援課